

第55回 地方分権改革有識者会議
第155回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：令和5年8月4日（金）10：00～11：55

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長、高橋滋座長代理、伊藤正次議員、大橋真由美議員、後藤玲子議員、勢一智子議員、沼尾波子議員、三木正夫議員、村木美貴議員、山下良則議員

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、石江夏生利構成員、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

（勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕田和宏内閣府事務次官、井上裕之内閣府審議官、恩田馨内閣府地方分権改革推進室長、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官、坂本隆哉内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：

（1）令和5年の提案募集方式等について

（重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）

（2）計画策定等の見直しに関する取組について

（3）今後の地方分権改革の在り方等の検討について

～提案募集方式の成果（令和元年以降）と課題～

1 冒頭、田和内閣府事務次官から以下の趣旨の挨拶があった。

（田和内閣府事務次官）日頃から地方分権の推進に御尽力いただいております皆様に、改めて深く感謝を申し上げます。特に提案募集検討専門部会においては、関係者、地方三団体からのヒアリングを行っていただき、重ねて御礼を申し上げます。

本日は、関係府省からの第1次回答を踏まえた今後の進め方・方向性について御議論いただきたい。また、計画策定の見直しに関する取組、さらには今後の地方分権改革の在り方につきましても、それぞれ御議論いただく。それではよろしくようお願い申し上げます。

2 次に、議題（1）「令和5年の提案募集方式等について（重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）」に関して、大橋部会長及び田中内閣府地方分権改革推進室参事官から説明が行われ、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(大橋部会長) 部会では関係府省からのヒアリングを行い、また、地方三団体からのヒアリングを行った。概要について、以下説明する。

関係府省ヒアリングの概要であるが、一定の議論の進展はあったが、現段階ではなお対応困難、今後検討とされた回答も見られ、9月上旬からの第二次ヒアリングを含め、議論を加速させていく。

関係府省との議論の状況は、住民サービスの質の向上を問うものが多く見られた。地方公共団体の実態・意向を聴取し、提案実現に向けてスケジュールも含め、具体的検討をお願いしたい旨を伝えた。

本年度は子ども・子育てに重点を置いた提案数が多く見られた。内容については、出産のために里帰りした妊婦に行政支援を行いたい、病院窓口で多額な支払いをしなくて済むようにしてほしいという、制度面の支障を改善してほしいといった住民サービス向上を前面に出す自治体提案が目立った。こうした特色は、今後一層前面に出していくことが大切だと考える。市民の顔が背後に見える提案募集制度は、これまで以上に、この仕組みに対する社会の支援と関心を強めるものと考えている。

次に、デジタル化に関しても多くの提案が寄せられた。住民サービスの向上と事務負担の軽減のための対応をお願いした次第。現在、正にデジタル庁もでき、情報システムの大変革期で、数年後のシステム改修を進めているものが多く、本部会としても新たなシステム構築の中で提案の趣旨が実現するように確約を取りつける、そういうものが少なくない。

しかし、提案団体にとって支障は現在進行形あり、システム完成まで待てない事情もある。専門部会からは、そうした過渡期における改善策とスケジュールも同時に要請する。

このほか、関係ヒアリングの際には、計画策定の見直しについてナビゲーション・ガイドや骨太方針2023に記載の原則に沿って、地方からの提案が最大限実現するよう検討をお願いした。

しかしながら、実際に計画行政について交渉すると、地方に計画を作らせるといったことは、根深く蔓延^{まん}した行政スタイルになっているところがあり、この点では引き続き粘り強く声を上げていく必要があると考える。

このほか、本年は人材確保も重点としている。

具体的には、三つのパターンがあるが、一つ目は、現行法の前提とする人材像や人材モデルが時代に合わず、それにもかかわらず要求するので地方に過大な要求になっている。典型例が民生委員に住民のプライベートな領域に立ち入って給付サービスの証明業務を行うよう要求するようなもの、これが原因で成り手不足を招いている。

二つ目は、理念先行で将来に向けて専門性を高く要求しすぎて、かえって現状に合わずに担い手が不足するといったようなもの。

三つ目は、全国画一に、特に都市部に標準を当てて制度設計した結果、郊外部、山間部、人口減少エリアで担い手を確保できないといったような問題がある。

これらは全て地域の実情に直接に目を向けて柔軟に対応すべく、少しハードルを下げれば担い手が確保できる問題のように考えている。

地方三団体からのヒアリングの状況としては、全国知事会、全国市長会、全国町村会からの、資料3-1から3-3にあるように、提案募集方式及び個別提案に対する御意見を頂いた。具体的には計画策定について地方の負担になっていること、これについては骨太方針2023やナビゲーション・ガイドに沿った見直しを求める意見が出ている。重点テーマである連携・協働及び人材確保についても積極的な検討を求める御意見を頂いた。

また、提案団体の意向を踏まえて積極的な検討を進めるとともに、実現すべき事項や検討を進めるに当たっての留意事項を御指摘いただいた。

横串を通すような展開で、計画の取組を一つのモデルとして、第2、第3の試みをしたいということを高橋座長代理から提案いただき、そのような趣旨の提案に尽力いただきたい旨の要請を地方三団体に対して改めて行った次第である。

今後の検討の方針及び進め方としては、内閣府、関係府省、関係自治体で三者面談の機会を持つなど意向確認を経て、詰めの議論を行っていきたいと考えている。関係府省に対しては再検討の要請として、専門部会の考え方や論点を改めて明確に示し、関係部署から更なる検討の結果について第二次ヒアリングで報告いただきたい。状況もお聴きしつつ、提案募集専門部会としては対応方針について検討していく次第である。

以上の方針を前提として、今後の検討の進め方としては来週7日に内閣府から関係府省へ再検討要請をすることを予定している。その際に併わせて、資料2にある、主な再検討の視点を関係府省に文章で示して、関係府省からはそれを踏まえて今月の23日までに回答いただきたい。

提案募集検討専門部会としては、関係府省から出てきた回答を踏まえ、9月上旬から第二次ヒアリングを重点的に行い、議論を詰めていきたい。

最後に、昨年もこの段階で検討の方向性が合致している事項は決して多くなかったが、その後、最終的な取りまとめに向けて、関係府省と一つ一つ議論して課題を克服していった。今年も同様に、今後更に論点を整理して検討の方向性を見直していき、最終的には一つでも多くの提案が実現できるように部会として努力してまいり所存である。引き続き御協力・御支援のほどお願い申し上げます。

(田中参事官) 資料2、資料4、参考資料1の重点事項に係る関係府省からの第1次回答、それから、主な再検討の視点等について、御説明をさせていただく。

資料2について今回の重点事項は全部で39項目である。これらについて、提案募集検討専門部会の構成員の先生方による第一次ヒアリングを先月7月の中旬に行っていた。各項目について順次御説明をさせていただく。

まず、4 ページの 1 番、国民健康保険被保険者が都道府県外の医療機関等を受診して、こども医療費など、地方単独医療制度を利用する場合に、現物給付を可能とするための見直しを求めるものである。

関係府省からは償還払いに代えて現物給付とすることが可能なことは、現行の通知の中で示していること、また、既に一部の地方自治体の地方単独医療費助成においては、区域外の医療機関等を受診した際に現物給付が行われており、通知の記載について必要な措置を検討したいとの回答であった。再検討の視点としては、一部の自治体においては現物給付が行われているものの、実態としては、地方自治体や医療機関等の協力・負担によるものであり、全国的に現物給付が容易に実現できる環境を整備するため、システム改修支援等、必要な措置の検討を求めるものである。

次に、2 番、公用請求により登記事項証明書等を取得している手続について登記情報連携システムの利用を可能とすることを求めるものである。こちらについてはベースレジストリの一つとして登記情報の情報連携の整備の検討を進めており、この中で公用請求に係る負担を軽減できるよう検討を進めたいとの回答があったことから、再検討の視点としては、2030年までの過渡期においても事務負担軽減を図るための措置を早期に講ずるよう検討を求めるものである。

次に、3 番、里帰り出産における住所地の自治体と里帰り先の自治体医療機関との情報共有が行われる仕組みの構築を求めるものである。第一次ヒアリングでは、令和 5 年度の調査研究において課題等を把握する予定であるとの説明があり、再検討の視点としては、情報共有・連携のシステムの構築について、マイナポータルの活用も含め、その内容やスケジュールを具体的に示すこと、また、構築までの間の負担軽減策の具体化を求めるものである。

次に、4 番、里帰り出産等に伴う妊産婦健診に係る受診票の全国利用を可能とするための全国的な仕組みの整備及び健診の結果について、里帰り先の自治体等での情報共有を可能とするシステムの構築を求めるものである。3 番の場合と同様、令和 5 年度の調査研究において課題等を把握する予定との説明があったことを受け、再検討の視点としては、受診票の全国利用を可能とする仕組みの構築や情報共有・連携のシステムの構築の内容、スケジュールを具体的に示すこと、また、構築までの間の負担軽減策の具体化を求めるものである。

次に、5 番、住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報に係るプッシュ型通知の導入を求めるものである。第一次ヒアリングでは、住基ネットシステムについての成り立ちや仕組み、また、導入すると仮にした場合の費用対効果などを踏まえる必要がある旨の説明がなされた。再検討の視点としては、地方自治体のニーズも明らかになっていることから、中長期的にはセキュリティを確保できる方策を検討することなどを求めるものである。

次に、6 番、医療法等における病院等の基本情報の統計に係る手続の見直しを求める

ものである。第一次ヒアリングでは医療法及び薬機法上の変更届出並びに保険医療機関や保険薬局による届出事項変更届出を情報提供制度による報告に代替することは、届出や報告の期限が異なることなどの理由から困難であるとの説明があった。そこで、再検討の視点としては、提案団体の支障などを踏まえ、届出や報告の項目の精査を行うとともに、負担軽減策を検討すること、また、届出と報告の一元化や期限の取扱いを統一させる等の運用改善を図ることを求めるものである。

次に、7番、地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る事務の主体について、市町村に限定をせず、都道府県及び地方自治法上の組合を追加すること、また、地域再生法上5年を超えないものに限るとする計画期間の見直しを求めるものである。

第一次ヒアリングでは、本制度は事業者から公権力の行使により金銭を強制徴収する制度であるため、事務主体は市町村とすべきであり、複数市町村にまたがる区域でエリアマネジメント活動が行われる場合でも、各市町村が個々に制度事務を行うことで、本制度の活用は可能であるとの説明があった。再検討の視点としては、事務局とともに提案団体等に対して立法事実を確認することのほか、運用の手続が複雑で市町村の負担が大きいことや活用実績を踏まえ、本提案を踏まえた制度の積極的な活用という観点から積極的に検討すべきことなどを求めるものである。

次に、8番、夜間中学における遠隔授業の導入に係る要件緩和として、受講する側にも教員の配置を必要とする仕組みを緩和すること及び出席の扱いについても緩和することを求めるものである。第一次ヒアリングでは、夜間中学も学校教育法に定める中学校であるため、遠隔授業を行う際は、受信側に教員を配置することが必要であるなどの説明があった。再検討の視点としては、コロナ禍でデジタルを活用した遠隔授業が行われている実績や、様々な属性の方が通う夜間中学の特性を踏まえ、学びの機会を提供するべく、いずれの点についても弾力的な対応を検討するよう求めるものである。

次に、9番、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の確保に資する特例措置として、令和7年3月末とされている保育教諭等の資格要件の緩和などを当分の間延長するよう求めるものである。施設類型を問わず、教育・保育の質の向上を図る必要があることも踏まえつつ、期間の延長も含め、必要な検討を進めるとの回答があった。再検討の視点としては、特例措置の期限が迫っていることから、具体的な検討スケジュールと早期に延長の方針を示すよう求めるものである。

次に、10番、管理栄養士国家試験の受験資格の見直し等として管理栄養士養成施設卒業者は栄養士免許を取得不要とすること、また、受験者に都道府県が発行する免許等照合書の発行という、その発行事務を廃止するよう求めるものである。第一次ヒアリングでは、管理栄養士という資格が創設された趣旨などから、資格の見直しについての対応は困難であることとする一方で、申請者及び都道府県の事務負担が軽減されるよう、オンライン化も含め、手続の簡素化を検討したいとの説明があった。再検討の視点としては、改めて管理栄養士養成施設卒業者に対して栄養士免許の取得を求める具体的な理由

等を求めるとともに、オンライン化の事務の合理化だけでは解決にならず、みなし規定を置くことも含め検討することなどを求めるものである。

次に、11番、要介護（要支援）認定申請のうち、新規認定について、更新等の場合と同様に居宅介護支援事業所等への委託が可能となるよう求めるものである。第一次ヒアリングでは、事業者によることとした場合の利益誘導的な観点等に照らし、公正性及び中立性を確保する観点から、これらの事業者等への委託は困難であるとの説明があった。再検討の視点としては、一定の条件を求めることで利益誘導的な調査がなされる蓋然性は解消されるのではないかと考えられることから、調査主体の拡大についての検討などを求めるものである。

次に、12番、民生委員・児童委員の選任要件として、在住者だけではなく、在勤者も民生委員の候補者として推薦可能とするよう求めるものである。第一次ヒアリングでは、民生委員法の規定に照らし、見直しには慎重な検討が必要であるなどの説明があった。再検討の視点としては、当該市区町村外に居住する在勤者の中にも地域住民の生活の実情に通じている者がいる可能性を考慮し、本制度の持続可能性を高める観点から選任要件の拡大について検討すべきことなどを求めるものである。

次に、13番、児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員等の証明事務の見直しを求めるものである。第一次ヒアリングでは、民生委員・児童委員以外の証明できる者について示すなどの対応を検討するとのことであったが、再検討の視点としては、民生委員による証明事務等の廃止や他の証明できるものを検討すべきことなどを求めるものである。

次に、14番、小学校における教科担任制の導入に係る加配要件について、中山間地域等の地域特性に応じた見直しを求めるものである。第1次回答及び第一次ヒアリングでは、既に示されている加配要件で一定の弾力的運用も可能としていることなどから要件の見直しは難しいとの説明であった。再検討の視点としては、追加共同提案団体の数に照らし、現行の基準に基づく実態についての受け止めを問うとともに、小学校が点在する中山間地域等の特性にも配慮し、地域間の教育格差が生じない基準を検討すべきことなどを求めるものである。

次に、15番、地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を地方自治体の裁量により創設できることの明確化を求めるものである。第一次ヒアリングで前向きな回答として、明確化を図る観点から特別休暇を地方自治体が独自に設ける場合の考え方や留意点について通知を行うとのことであった。再検討の視点としては、速やかな通知の発出と通知の内容やスケジュールを示すことを求めるものである。

次に、16番、特定地域づくり事業協同組合制度における労働者派遣先の拡大・拡充として、現在禁止されている建設業務などへの拡大など、3点について求めるものである。第1次回答では、いずれも対応は難しいとのことであったが、再検討の視点としては、

必要に応じて条件等を課した上で、組合の職員が建設業務に従事することができる仕組みなどについて、3点いずれについても幅広い検討を求めるものである。

次に、17番、国・都道府県又は建築主事を置く市町村が、建築主となる建築物の計画の通知等について指定確認検査機関の活用を求めるものである。第一次ヒアリングでは提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。再検討の視点としては、地方自治体の実態を十分聴取の上で検討することを求めるものである。

次に、18番、保育所等の居室面積基準の特例措置として、一定の地域に限り、国の従うべき基準を標準とするものの期限が令和7年3月末とされているところ、この期限の廃止、又は延長を求めるものである。第1次回答、第一次ヒアリングにおいて、当該特例措置の適用対象や活用自治体が減少していることから、当該措置の政策的目標は既に達成されたものと考えられるものの、提案団体の事情を聴いて対応を考えたいとの説明があった。そこで、再検討の視点としては、活用自治体の減少をもって特例措置が不要とは言えず、期限の廃止又は延長に向けて早期に方針を示すことなどを求めるものである。

次に、19番、使途制限が設けられていない地域型保育給付費等について、その支出に係るルールの整備・明確化を求めるものである。第1次回答では対応は困難であるとのことであったが、第一次ヒアリングにおいては、提案の問題意識を十分踏まえた上で具体的な方策を検討する旨の説明があった。再検討の視点としては、原資は交付金であり自治体にも負担が生じている以上、市町村が支出状況をチェックできる仕組みはあってしかるべきことを伝えるとともに、保護者の支払う費用の対価として財やサービスが適正に提供されているかを市町村が監査・指導できるよう、ルールの整備・明確化とスケジュールを示すよう求めるものである。

次に、20番、育児休業給付金の支給延長に係る要件の見直しとして、保育保留通知書の取得に際しての給付金の受給資格確認の手続の見直しを求めるものである。第1次回答及び第一次ヒアリングでは見直しは難しいとのことであったが、再検討の視点としては、保育保留通知書によらないほかの手段による確認や、更なる運用上の工夫等についての検討を求めるものである。

次に、21番、小規模放課後児童クラブに対する交付金の交付要件として、一定の場合に厚生労働大臣の承認が必要となっているところ、オールドニュータウン等の類型に応じて大臣承認を要しないこととするよう求めるものである。第一次ヒアリングでは、事務負担軽減等の観点やこれまでの事例の蓄積等も踏まえ、速やかに検討したいとのことであった。再検討の視点としては、どこまで類型の追加が可能か検討した上でスケジュールを示すよう求めるものである。

次に、22番、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画について、医療計画との一体的な策定及び計画期間の見直しを求めるものである。第1次回答では、医療計画に定める内容と重複する部分がある等の場合に医療計画と一体的に策定することも可能であ

って、計画見直し期間の変更の必要性については、都道府県の実情に応じて判断いただくことが可能であるとのことであつたが、再検討の視点としては、効率的・効果的な計画行政の進め方を示したナビゲーション・ガイドを踏まえ、計画策定の努力義務規定をできる規定に改正するなど、法律の見直しについて検討することなどを求めるものである。

次に、23番、既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすることなどを求めるものである。第1次回答では単に記載事項が重複していることをもって離島振興計画とすることはできないとのことであつたが、再検討の視点としては、第一次ヒアリングで発言があつたように、離島振興基本方針に適合し、離島地域の住民の意見を反映した計画が既存の計画として存在する場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けて問題ない旨を通知等で周知すべきこと、また、既存の計画と離島振興計画として追加で記載が必要な事項を別にまとめたもの等をセットにすれば、離島振興計画として取り扱うべきことを求めるものである。

次に、24番、市町村子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業に係る記載事項のうち、個人の意向に左右されやすく推計の精度が期待できずに量の見込みの算出が困難な事業については、任意の記載事項とすることを求めるものである。第1次回答及び第一次ヒアリングでは、地域子ども・子育て支援事業について任意記載事項とすることは困難であるとのことであつたが、再検討の視点としては、量の見込みについて一定の推計の精度が期待できず、算出が困難な事業については計画の記載事項とする意義は乏しいことから、任意記載事項とすべきことなどを求めるものである。

次に、25番、市町村農業振興地域整備計画の変更手続に係る制度改正を求めるものである。フォローアップ案件であり、関係府省からの第1次回答の概要のところに書かれているのが令和3年の対応方針である。第一次ヒアリングで提案団体特有の事情について説明があつたが、再検討の視点としては、追加共同団体もあることから改善の余地があること、また、変更対象地域から数キロメートル離れるなど、地形的にも環境的にも影響がないと考えられる地域について異議申出があつた場合にまで全体の手続が遅れるのは過剰な制約であつて、遅延を解消する方策を改めて検討することを求めるものである。

次に、26番、生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により、重複している手続の合理化を求めるものである。第1次回答では、提案を踏まえ、買取りの申出と公拡法に基づく買取り希望の申出を並行して行うことができることについて、技術的助言として周知することを検討するとのことあつた。再検討の視点としては、生産緑地については生産緑地法の買取申出手続により、公拡法の届出の目的についても達成されることから、公拡法第4条の改正等も視野に手続の合理化について検討することなどを求めるものである。

次に、27番、市町村の事業により間伐する場合等に伐採届の提出を不要とする場合を

追加する見直しを求めるものである。第1次回答では、例えば市町村が実施主体であることのみをもって伐採届出の適用除外とすることは困難であるなどの回答があったが、再検討の視点としては、それぞれ、例えば②にある市町村が実施主体の場合にも、一般市民と同様に伐採届の提出を義務付けていることについて、過剰であり、不要とするよう見直しを求めるものである。

次に、28番、優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議の廃止を求めるものである。第1次回答及び第一次ヒアリングでは、それぞれ協議の観点は異なることから協議が必要であるとのことであったが、再検討の視点としては、44ページの一番右の欄にある①から③の市町村においては、都市計画等との調和の観点から見ても、建設計画の認定に当たり、都道府県知事と協議する必要はないのではないかなどとして、改めて検討を求めるものである。

次に、29番、宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化等を求めるものである。第一次ヒアリングにおいて提案の内容に沿った対応をする方向で検討したいとの説明であったので、再検討の視点としては、閲覧対象書類の簡素化について速やかに検討することを求めるとともに、閲覧希望者の業者選定に影響を与えないと考えられる書類についても除外・合理化を図るよう求めるものである。

次に、30番、施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっての受益農業者の同意徴集を省略できる要件の緩和を求めるものである。第1次回答では現行制度で既に省略が可能な要件に該当することが想定されるとのことであったが、再検討の視点としては、省略の可否に係る取扱いについて周知が徹底されていないと考えられることから、基本的な考え方等についての整理、地方自治体や地方支分部局に対する周知などを求めるものである。

次に、31番、住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求に係る請求様式の統一化を求めるものである。第1次回答では関係機関と協議をし、必要な検討を行うとしており、再検討の視点としては、様式の統一化に向けた取組を、自治体の意見を聴きつつ進めることなどを求めるものである。

次に、32番、身体障害者福祉法15条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けについて廃止を求めるものである。第1次回答では地方社会福祉審議会に意見を聴くことは必要であり、当該規定の廃止は不相当であるとのことであったが、再検討の視点としては、一律の義務付けを見直すなど、改善に取り組むことなどを求めるものである。

次に、33番、指定障害福祉サービス事業者等が行う届出の合理化を求めるものである。自治体における運用状況を踏まえ、必要な検討を行うとのことであったので、再検討の視点としては、届出事項の見直しと簡素化についての検討を求めるものである。

次に、34番、医薬品等の国家検定に係る都道府県経由事務の廃止を求めるものである。第1次回答及び第一次ヒアリングでは都道府県を経由せずに手続を行うことは困難で

あるとのことであったが、再検討の視点としては、都道府県による関与以外の方法で国家検定の適正性を確保できないのか検討を求めるものである。

次に、35番、学校給食費以外の学校徴収金を歳入歳出外現金として扱えるようにすることを求めるものである。第1次回答及び第一次ヒアリングでは、学校徴収金の公会計化に向けた取組を進めるべきと考えているとのことであったが、再検討の視点としては、公会計化が進んでいない理由等について、実態の把握・分析、公会計化の具体的な指針を示すことを含め、自治体への支援策をもう一段検討すべきことなどを求めるものである。

次に、36番、訪問型サービス等を実施する際の駐車許可に係る手続の見直しを求めるものである。一つの許可で一定の期間、複数の場所に対応できるよう、手続の簡素化・柔軟化を図り、各都道府県警察に対して指示しているとのことであったが、再検討の視点としては、通知での明確化、周知方法の工夫などを求めるものである。

次に、37番、地方公営企業に係る収納取扱期間の担保提供義務の見直しを求めるものである地方自治体等の意見を伺いながら、課題整理や対応方針を検討してまいりたいとのことで、再検討の視点としては、地方自治体へ調査の実施と、その結果を踏まえ、一定の方向を示すことを求めるものである。

次に、38番、獣医師法に基づく届出がオンライン化されたことに伴い、都道府県經由事務の在り方について検討を求めるものである。令和2年提案のフォローアップ案件である。都道府県經由事務の在り方について個人情報取扱いやシステム機能面に留意しつつ検討するとの説明がヒアリングで行われた。再検討の視点としては、都道府県が届出情報を適切に利活用できる措置をしつつ、經由事務を廃止する方向で検討を進めることを求めるものである。

最後に39番、日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置付けの明確化を求めるものである。令和2年提案のフォローアップ案件である。第一次ヒアリングでは、仮に日赤資金を歳入歳出外現金化した場合に、会計事務等の負担が生じることを懸念している自治体があるため、丁寧な検討が必要だとの説明があったが、再検討の視点としては、日本赤十字社の位置付け等を踏まえ、日赤法の改正も視野に検討すべきこと、また、資金の取扱いについて適正を早急に図ることなどを求めるものである。

以上、それぞれの項目について再検討を各府省に要請してまいりたい。

続いて、資料4を御覧いただきたい。平成26年から令和4年の対応方針として決まっていたものについてのフォローアップである。104～107ページが令和4年又は令和4年度以前に結論を得るとされているもの、また、108ページ以降が令和5年又は令和5年度中に結論を得るとされているものである。今後とも各府省の状況を聴き、適切なフォローアップに努めてまいりたい。

また、参考資料1は先ほど御説明させていただいた重点事項を含め、内閣府と関係府省との間で調整を行う177件の提案の内容について記載した資料である。

私からの説明は以上である。

(高橋座長代理) 人口減少や首都圏一極集中の中で、指摘されていた課題が、いよいよ待ったなしの状況になっているのだな、ということが実感である。

例えば、町村会に御指摘いただいた資料3の102ページを見ていただきたい。専門人材、地方の公務人材が細ってきている中で、専門人材の確保に国が取り組んでほしいとか、研修をしっかりと支援してほしいとか、そういうことが記載されている。更に言うと、デジタル化は地方の課題を解消する一つの大きな切り札になっているので、それを積極的に推進してほしいといった声が出てきた。

大橋部会長、それから、事務局から御紹介していただいた個々の提案は、そういう地方の切実な支障を裏付けるような提案が非常に多かったのではないかな。

そういう中で、課題を吸い上げて横展開の取組をしていくことが重要なのではないかな。全国知事会からも計画について大きな成果を上げたことから、同様の取組をしてほしいという声が出ている。これまでの10年間の課題を整理し、すくい上げられる共通の課題を取り上げて横展開していくという作業が我々には求められているのではないかな。これは3番目の課題にも共通していると思う。

私としては、前から申し上げているが、デジタル化について地方の現場の声を吸い上げながら、適切な形で国主導でデジタル化していくために、現場の声を吸い上げる何らかの仕組みを作っていくことも考えていく必要があると思う。また、都道府県経由事務の見直しが今回もたくさん出されているが、デジタル化を進める中で今まで紙に基づいて運用してきた都道府県経由事務を一括して見直す必要も出てくるのではないかな。デジタル化の中での国・地方の連携の在り方を変える一つの突破口として、経由事務を取り上げるというのも一つの課題なのではないかな。

議題3のところでも再度申し上げたいと思うが、地方分権の見地から、国・地方関係のボトムアップ型の再定義、そういうのを進めていくのが、今、我々が求められている課題ではないかなと考えている。

(三木議員) 全国市長会の代表で長野県須坂市長の三木である。専門部会の皆様、事務局の皆様、膨大な調査をしていただき感謝申し上げます。

まず、6ページの3番の里帰り出産における住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有について、ここにマイナポータルと書いてあるが、今、マイナンバーカード等について報道等では取り上げられているが、マイナポータルを活用することによって便利になるということを、もう少し政府全体としてPRしていただいた方がいいのではないかな。そういう面では、地域をまたぐ場合にはマイナンバーカードは役立つ事例として3番の事例を進めていただきたい。

次に、24ページの16番、都会の方はなかなか分かりにくいと思うが、特定地域づくり事業協同組合制度における労働者派遣先の拡大・拡充である。これは今も問題になっているが建設業が非常に不足しているため建設業自身の専門性がなくてもできる事業が

あり、そういう部門について、労働者派遣事業を許可ではなく届出でできるような形でやっていただきたい。そうすると、中山間地については、冬場の仕事だとか、仕事がないときに仕事ができるようになる。年間を通して雇用に従事することができ、進めていただきたい。

次に、27ページの18番であるが、保育所等の居住面積基準の特例に係る期限の廃止ということであり、これは今まで大都市で認められていたが、地方都市にとっても重要な課題である。国ではこども誰でも通園制度を導入することによって通園園児が増加することが予想される。重点事項にもあるが、こどもを産み育てやすい社会の実現に向けて保育園は非常に重要である。

多くの人数の待機児童がいなくても、居住面積の緩和をすることが、保育園の保育士の確保にとって非常に重要なことになるので、是非お願いしたい。

それから、資料にはないが、民生児童委員等の活動報告のオンライン化という提案がされている。民生児童委員の成り手不足という問題があり、一つは民生児童委員の業務が非常に複雑・多様化しておりオンライン化をして、タブレットを活用することによって民生児童委員の仕事の軽減がかなりできるのではないかと。各省庁の答えを見ると、完璧主義になっているが最善主義でやっていただきたい。そして、スマホ等が使用できない人はどうするかということをご省庁でお答えになっているが、スマホができない方には、今、私どもの民生児童委員の会議では、できるだけパソコン・スマホを使えるような形で研修会を開催している。できないではなく、できる方向付けでやっていくことが大事ではないか。

様々な形で検討していただきたいと思う。重ねて民生児童委員の仕事の大変さを考えていただいて、少しでも軽減策をしていただければ、大変ありがたい。

(後藤議員) 丁寧な説明をしてくださり、誠に感謝申し上げます。また、専門部会で膨大な提案について詳細に調査してくださり感謝を申し上げます。

また、事務局の皆様におかれましては、この度、お忙しい中資料を早めに御送付していただいたこと誠に感謝申し上げます。

今、御説明を伺っている中で、例えば重点23の離島振興計画、重点27の伐採届など地方の自治体の提案を実現する方向で検討が進んでいるというお話を伺い、大変心強く感じている。

他方で、御説明いただいたとおり、まだまだ対応困難とされたものも多かったように思う。今後のヒアリングの中で変化があるということであったが、2点意見を申し上げます。

1点目は、資料3-1としてお示しいただいた全国知事会の資料の74ページの提案募集方式の見直しという部分に、提案自治体に効果や支障事例の挙証責任を課するのであれば、関係府省においても要件を緩和できない具体的な理由があるなら、それを明確に示してほしいということが書かれており、確かにと思ったところである。

例えば、御説明いただいた重点13、児童扶養手当の受給資格確認についてであるが、提案の趣旨は、現行制度が時代に合っていないので見直してほしいというものであったが、第1次回答は、現行制度に則った運用なので妥当であるとの回答であった。そうではなく、なぜ条件を緩和できないのかということについて、その理由を具体的に御説明いただきたい。重点8や管理番号119なども同様である。

2点目は、重点20などで感じたところであるが、国の制度に少し問題があって、そのしわ寄せが自治体の負担になっているというケースが幾つかあるようで、そういうものについては対症療法ではなくて、根本的に制度の見直しなどを検討していただくことが肝要かなと思う。例えば、育児休業給付金の支給延長について、入所意思がない方からの保育所等の入所申込みに対して事務負担が生じているのは、制度がモラルハザードを引き起こしているためだと思われる。制度そのものを制度の趣旨に沿うように見直すことが求められるのではないか。

ぜひ地方から沿う提案を生かして、より優れた制度、より良質な行政サービスを作り出すという視点で御検討いただきたい。

(勢一議員) 今年度も提案募集の議論に関わらせていただき、住民サービスの質の向上というところが人口減少の中で喫緊の課題になっているのをひしひしと感じながら議論させていただいた。さらに共同提案団体もかなり多かったところに共通の課題を解消していくという観点も非常に重要であろうと感じている。

個別の提案について印象に残っているのは、民生委員に代表されるような伝統ある制度に関する提案という部分である。先ほど三木議員からも御指摘があったが、過去に導入した時は、その制度は確立していたが、社会状況が大きく変わっている中で時代にそぐわない制度になっているにもかかわらず、それを堅持することが求められた結果として、地域で運用が難しくなったり、さらには、担い手不足に直面するというような支障につながっているという課題が出てきている。

このような場合は、制度そのもののアップデートと合わせて、各地域で地域特性に応じて柔軟な対応ができることが必要であろうと感じている。これまでも分権提案が制度そのものの課題を明らかにするというのも実は少なくなく、その点では分権提案を契機とする制度改善という成果にもつながることがあるということは実感している。これも分権改革の成果の一つということができるのではないか。

(大橋議員) 私は今年初めて提案募集検討専門部会の作業に参加させていただき今はまだ鋭意勉強中というような立場である。

そういった中で、横串の視点というので、今年出ている各種提案募集においても幾つか顕著な特徴のようなものが、人口減少社会における自治体の役割を維持していくために必要な制度改正に関わる提案とか、住民ニーズを吸い上げていくための必要な制度改正など、幾つか顕著な特徴というものは出てきているように感じている。

それから、特に、この人材関係に関わって要件を緩和したいというような話が分野横

断的に出ているが、これについては、地方制度調査会でも現在、自治を維持していくための自治の担い手の確保というのが大きなテーマとなっており、提案募集の場において地方制度調査会での議論とも深く関わっているテーマというのが幾つも出てきており、注目している。

- 3 次に議題（２）「計画策定等の見直しに関する取り組みについて」に関して、坂本内閣府地方分権改革推進室参事官から説明が行われ、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

（坂本参事官）資料５－１を御覧いただきたい。計画策定等に関する調査結果の概要である。前回の有識者会議において、勢一座長の下、計画策定等に関するワーキンググループで御議論いただいた上で、本会議に御報告することとしていたものである。

１ページは、計画の策定に関する条項数を調べたもので、令和４年１２月末時点において全体として５２４条項あった。近年の傾向としては義務規定が微増である一方、努力義務規定やできる規定が増加傾向にあり、複数の地方公共団体が共同して計画等を策定することが可能とされるのは全体の約４５％が該当するとの結果である。

２ページは、計画の内容や手続に関する規定の条項数がどうなっているかを調べたものである。

３ページは、令和３年１２月末時点と比較して１年間で条項数の増減がそれぞれどうなっているかを表にしたものである。一番上の表については策定に関する条項数で、増加が１３、減少が３で差し引きプラス１０となっている。同様に真ん中の表は内容に関する条項数で、差し引きプラス４２、下の表は手続に関するもので、条項数は差し引きプラス６６になっているという状況である。

４～５ページは、今申し上げた策定に関する条項数の増減が具体的にどの法律によるものかをお示ししたもの。

６～８ページは、策定の条項数、内容や手続の条項数の増減がどのような関係にあるのかを計画ベースで整理したもの。

６ページは、計画策定に関する条項数が新たに規定、あるいは削除されることに伴い、内容に関する条項数や手続に関する条項数がどう影響を受けたか、どう増減したかを表にしたもの。

７～８ページは、新規の計画策定ではなくて既存の計画に関して、内容や手続に関する条項数に増減があったものである。これらは策定に関する条項数に変化はないが、内容の見直し等により内容に関する条項数や手続に関する条項数が増減している。

９ページは、国の基本方針や地方公共団体の計画について、その期間を整理したものである。国・地方共に５年で期間を定めているものが多いということが分かる。

１０ページは、国の基本方針等について、今後、いつ期間の終期を迎えることとなるか

を整理したもので、毎年一定数が終期を迎えることとなる。

11ページは、地方公共団体の策定する計画が総合計画等に記載できるかどうかを調べたもので、都道府県が策定主体である計画の61%、市町村が策定主体である計画の53%について、総合計画等での記載が可能であるとの回答が各府省からあった。

以上が調査結果の概要である。

次に、今後の計画策定等の見直しの進め方についてお示ししたものである。ナビゲーション・ガイドについては各府省が制度を検討する際の効率的・効果的な計画行政の進め方を示したもので、本年3月31日に閣議決定した。各府省において新規の計画策定等を検討する際には、ナビゲーション・ガイドに基づいて検討を進めていくこととなり、内閣府としても法令協議等を通じてナビゲーション・ガイドに沿った運用がなされているか、確認協議をしていく。

一方で、令和6年度から7年度に国の基本方針等が期限を迎えるもののうち、今年度見直しに着手することが適切なものについて、関係府省における見直しの支援を行っていききたい。また、内閣府としてはその状況を個別に把握し、見直し結果を有識者会議に御報告していくこととしている。内閣府としても各府省と検討協議を行い、その中で事例を重ねて効果的な見直しの内容、進め方など、ノウハウを蓄積するとともに、優良事例の横展開を図っていききたい。

資料5-3について、前回6月の有識者会議において環境省が環境法令に基づく計画策定等の一体的策定の可否に関する一覧表を地方公共団体に通知されたということをお紹介した。関連して、地方分権改革推進室から、環境省に環境法令に基づく計画関係を体系的に示すことはできないかとお願ひして、この体系図イメージの素案を御提供いただいた。このような体系図イメージによって、それぞれの計画等の体系を概観することができて、計画策定等の見直し検討に寄与するものではないかと考えている。

また、環境省の通知では、この体系にかかわらず、地域の実情に応じてほとんどの計画を一体的に作成することも可能であるとしている。

(伊藤議員) 御説明感謝申し上げます。

資料5-3の環境省の体系イメージというのは、環境省の御協力も得て、これからの計画行政の見直しを進めていく上でも大変参考になる取組だと考えている。

ナビゲーション・ガイドを策定した後、その計画策定を実質的に義務付けるような、立法が出てきている。例えば認知症基本法が先頃、議員立法で成立したが、その形式を見てみると、従来どおり、都道府県と市町村に努力義務ではあるが、計画策定を課す規定が設けられている。この点は、議員立法を含めて対応するという点でよろしいのか、それとも当面は政府提出法案の方に重点を置いて対応するのかということについて、現時点での見通しがあれば教えていただきたい。

(坂本参事官) 議員立法は難しいが、衆議院、参議院の法制局を通じてナビゲーション・ガイドを説明し、趣旨を伝えていきたい。

ナビゲーション・ガイドは3月31日に閣議決定し、現在、来年の通常国会に向けて各府省が法案の検討をしているところで、夏から秋にかけて我々のところに法令協議が来るので、その際に、ナビゲーション・ガイドに沿って検討されたのかというところをチェック・協議していきたいと考えている。

(大橋部会長) 体系図イメージを示していただいて感謝申し上げます。これが出発点だと思う。関心があるのは、国が法律を作っても、地方公共団体が自分のところの総合計画で位置付けますと言ったら、国の計画が全部総合計画の中に埋め込められるような一体化を自治体側が図れるというのが大切である。環境省は先ほどそれを否定する趣旨ではないとおっしゃったので、これから地方公共団体の中でそういうワンパッケージにした例があったら、この表の中にまとめましたというような案みたいなものをどんどん横展開で出して行って、最終的には自治体が自分のところの総合計画で取り込めば、国が何を言っても、その中に盛り込めるといふところまで持っていけるところを目指して、その出発点として、位置付けていただければと思う。

(勢一議員) この度、計画策定のワーキンググループで議論をさせていただいた。短期間にかかなりの資料を参照しながらという議論だったが、構成員の先生方から大変熱心な質疑を頂き、多くの御意見を頂戴することができた。

また、今回の検討に関して、所管計画の調査に御協力いただいた各府省にも感謝申し上げます。また、膨大な調査資料を取りまとめてくださった事務局の皆さまにも感謝申し上げます。

その上で、今回の調査で計画策定の現況が明らかになり、今後の見直しに向けた礎になるだろうと考えている。計画改革はまだ道半ばというのが現状であり、今後丁寧に取り組を進めていくことが肝要であると考えます。恐らく今後の進め方で、資料5-2で既存計画についても見直しを段階的に進めていく方針を出させていただいているが、府省側では慣れない議論や作業になる面も多々あるかと思われ、ここでは地方の声と現状を把握できる分権室の方で細やかなサポートをお願いしたい。

また、今回の計画策定に関する調査資料によると、多くの計画が一体策定や共同策定、あるいは総合計画への記載により策定義務を満たすことが可能ということも見えた。以上を踏まえて、各地域でその地域の特性に応じた計画体系の再構築に取り組んでいただくきっかけができたのではないかと。

ナビゲーション・ガイドについては、地方計画に関わるものであり、地方側にも共有していただき、先ほど参考事例として環境省の計画体系図イメージを出していただいたが、こうしたものを概観しながら、どの計画とどの計画を一体策定するか、総合計画に盛り込むかを各地域で考えていただければと思う。

(大橋議員) 私もこの計画策定に関するワーキンググループに参加させていただいた。また、調査結果に関する審議・検討の方にも参加させていただいた。先ほど勢一座長からコメントがあったが、短期間の中で事務局にも膨大な資料の整理等をしていただいて、

感謝申し上げます。

この調査結果の中からいろいろ示唆を得ることができた。また、この度ナビゲーション・ガイドが決定されたが、見直し作業は今後もしっかり続けていく必要がある。

先ほど勢一座長がおっしゃられたように、他の計画と合わせて一体的に策定していくこととか、他の自治体との共同策定をしていくこととか、あと、計画期間の見直しというのも自治体の負担に資する見直しの在り方として重要かと思う。こういった視点から見直すことができるという事例が積み重なっていくと、他の省庁等が検討する際にも、見直しの際のメルクマールとして参考になるのではないか。

あと、努力義務規定、できる規定が増加傾向にあるというのは、引き続き留意しておく必要がある。努力義務規定、できる規定であれば、もう自治体側の自由だからというのではなく、実質的にお金との関わりなどがあって、できる規定、努力義務規定でもせざるを得ない場面というのは多々あるので、できる規定か努力義務規定かで見直しは終わったということにならないように留意しておく必要があるのではないか。

- 4 次に議題（3）「今後の地方分権改革の在り方等の検討について～提案募集方式の成果（令和元年以降）と課題～」に関して、田中内閣府地方分権改革推進室参事官から説明が行われ、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

（田中参事官） 前回6月15日のこの会議において事務局から地方分権改革のこれまでの経緯について御説明をさせていただき、先生方から問題意識等について御意見を幅広く頂戴したところである。

まず、1～6ページが成果の関係、それから、7～8ページが課題の関係として作成している。

まず、1ページ目。提案募集方式の成果として、表にあるように、毎年度200件前後の案件について、内閣府、それから、関係省庁との間で調整を行い、その約9割について実現、対応するなど、一定の成果を上げていると認識している。

次に、2ページ目、権限移譲と規制緩和等に区分して、その割合等をまとめたものである。

まず、近年地方の業務負担の増大等の要因により規制緩和を求める提案がある。また、提案が権限移譲に結びついたものもあり、その例として法律改正により措置された権限移譲の例を枠囲みの中に掲載している。都道府県から指定都市、都道府県から中核市への移譲も見られるところである。また、義務付け・枠付けの見直し等の規制緩和により自由度を高め、地方の事務の効率化・簡素化等を実現してきたところ。従うべき基準についての見直しのほか、近年では計画策定等や補助金、人材確保等についての実現がされている。

3ページ目、区分別の提案件数の推移である。このうち真ん中のところ、子ども・子

育て関連等について掲載をしている。子ども・子育てに関連するものを幅広く集計した件数であり、一定の割合を占めていると認識している。

4 ページ目は提案の裾野の拡大や提案の熟度向上のための近年の取組である。

早期に提供された事前相談の内容について、提案団体の御了解を得た上で広く情報提供することによって、共同での提案を行う自治体を募ることを実施している。また、研修の拡充などの取組も行っており、こうした取組により提案を提出したところのある地方自治体の数は、5 ページ目にあるとおり、令和元年の545から令和5年の758へと増加をしている。ただし、※で記載をしているように、団体の規模により濃淡があるが、全ての都道府県、指定都市から提案が提出されている一方で、指定都市、それから、中核市を除く市町村については記載の割合になっている。

また、提案募集方式のハンドブックや、成果事例動画など、提案の検討を支援するためのツールを充実し、提案の熟度を向上させるような取組も実施しているところ。

6 ページ目について、分野別の主な成果の例として、医療・福祉など、分野ごとに掲載をしている。権限移譲のほか、運用改善など、多様なものが実現してきていると認識している。

7 ページ目からは課題として、本日の御議論のためのたたき台としてお示しをしているものである。提案募集方式の10年の取組を総括するとともに、今後の地方分権改革を一層推進する観点から、以下課題として、二つ掲載している。これらについて取り組むことが適当ではないかということで問題提起をさせていただいているところである。

このうち、住民参加としているところ、具体的にはその下に記載をしてある住民・事業者等からの意見を提案に反映することを推奨しているが、住民等の提案への参画や成果の住民等への還元について、更なる取組を考えるべきではないかという点について、主に御議論いただきたい。

最後に8 ページ目。

どのように提案募集に係る地域住民参画の機会を拡大することができるかということで、住民の声を地方公共団体の提案に結びつけるための言わば入口のところについて、何らかの方策の拡充をすべきではないかということで、例として、住民参加型のワークショップの充実など、住民が参加した上での「場づくり」の取組ができないかということで掲載をしている。

もう一つ、改革の成果を地域住民へ還元・浸透する取組をどのように評価していくかということで、例として三つ掲載をしている。

まず、事務局で定期的に作成している事例集について、住民への成果に焦点を当ててまとめるようなことができないか。

また、毎年行っているシンポジウムにおいて、住民目線でのコンテンツの拡充といったことができないか。

それから、私どもの方でこれまで制度改革につながったものの活用状況調査をまとめ

ているところであるが、この調査の中で住民への成果に着目するようなことがプラスアルファとしてできないか。

これらを例として掲載しているところである。

いずれにしても8ページの表題にあるように、住民参加を一層推進するための方策について、先生方の御意見を賜れればと考えている。

(大橋部会長) 最近の提案というのが市民のサービス向上のための提案として地方公共団体が出しているというのがかなり出ており、できたら、今後は提案する自治体の様式のところに住民意見の現状とか、取組の成果とかというような欄を作っていただいて、このような団体と話をして、こういう要望があって、それを私どもが受け止めてこういう提案をしていますというようなフォーマットにしてもらう。地方公共団体と住民が共同提案しているというような色彩をもっと出していくと、これが住民自治に直結している仕組みなのだということがはっきりすると思う。

制度的に、これを義務付けするとハードルが高いかもしれないので、地方公共団体から任意記載項目として書いていただく。そうやって意見を聴いた以上は、もし、これがうまく実現した暁には、その団体の方々には地方公共団体のほうから、こういう成果になりましたということをきちんと周知いただくというフィードバックまで丁寧にするということを約束してやると、一つ循環のサイクルができて、今まで何か規制緩和とか地方公共団体の合理化とかという面が提案制度で強くできたところを、少し色合いを変えていきたい。

(高橋座長代理) 住民参加を住民の声を吸い上げて分権提案に結びつけ、それを通じて住民サービスを向上させ、これを還元するサイクルを構築するという考え方については、前に大村次長のときにも取り組みがあり、シンポジウムやワークショップを行った。

ただ、大橋部会長がおっしゃったように、それをどうやって制度的に取り組むかという点が、これからの課題ではないか。よって、制度的な仕組みを作る、今、大橋部会長がおっしゃったことも一つのお考えではないかと受け止めた。そこで、場を作るという話だが、イメージが事務局の方であれば、少し教えていただきたい。

(田中参事官) 正にこれから考えていけない部分ではないかと思うが、例えば住民としても個人の方々、事業者の方々など、様々な方がいる。その中でも、例えばNPO法人の方々、商工会、自治会の方々など行政との関わりがある方々で、地域住民や事業者の方々の支障なり意見について聴いている方々に、そういう声をうまく自治体の方につなげていただくような場を作りたいと考えている。

そういう場を設けることを前向きに考えていただく自治体を、幾つかモデル的に作り上げ、そういう場の横展開を将来的にできないかという形で広げていきたいと考えているところである。

(三木議員) ナビゲーション・ガイドを作成していただき感謝申し上げます。ただ、総合計画が5年であるが、5年という固定概念ではなくて随時総合計画を改正していくことも

私どもの立場とすれば大事ではないか。

国の行政に我々も市民が参加しているという意識になり、とてもありがたく思う。私も民生児童委員の皆様、特定地域づくり事業協同組合の皆様と直接話して、各省庁はこういう回答で、皆様はこれについてどう考えますかと直接に意見を聴いてみたいと思っている。繰り返しになるが、国の行政に直接参加できるという気持ちをそれぞれ国民が持てるということで、非常に重要な方策だと感じた。

(市川座長) 団体自治から本当の意味での住民自治に皆様の御指摘のとおりが変わっていく必要があるが、そのためには行政がやっていることも含めて見える化をしながら住民に分かってもらうことが必要である。そういう意味では、この提案募集の仕組みを住民にも伝えるべきであると思う。

今回の地方制度調査会答申を受けた法改正で議会・議員の役割が見直されていることを踏まえ、議員が何をやるか、議会が何をやるかという点では、提案募集方式に関する議論が一体どのように展開されているのか。住民の意見を伝えていくことも議員の大事な役割であるが、この提案募集の取組がどのように反映されて使われているのか気になるところである。

三木議員を始め、皆様からも御意見を頂いたが、議会として共有されているか、議員の皆様が御存じかどうかという点も含めて、議会というものの議論をこの場でできないかなと感じた。

(三木議員) 貴重な御提言感謝申し上げる。

議会は、ともすれば批判型の意見になるが、実は建設的な意見をお持ちの議員さんも大勢いるので、議員に対して、こういう制度をしっかりと周知してもらえばありがたい。(勢一議員) 私は、今回の住民の声という提案の確認をさせていただいて、提案募集の仕組みが入った時の原点に立ち返るといって御提案なのかなと改めて感じた。2014年に有識者会議が決定をして、提案募集の仕組みを導入したが、そのときに改革の成果を継続的に効果的に情報発信していくことを一緒に謳っており、住民の理解と参加の促進を掲げてきた。

そういう意味では、この提案募集の仕組み自体がそもそもそういう要請を原点としているところがある。ここで住民をといるところでは二つの意味があり、一つは住民や地元事業者から寄せられた悩みや問題に向き合う、寄り添うということで、分権提案の種がそこにあり、自治体がそれを見つけるということ。もう一つは、分権の提案が実現することによって、その実現した成果、制度が変わったことによって、各地域の多様な課題について、各地域でその成果を使って解決をして住民へ還元していく。この二つの意味を持った住民の声を受ける形での提案、分権改革であったということ改めて思いついた。

当初から課題になっていたのは、住民の声を受けるところは比較的自治体がやりやすいところ、成果の還元は、住民にそれを伝えていく、住民に実感してもらうところが、

実 是有識者会議でも何度も課題であると指摘されてきた経緯もある。自分の携わっている制度が変わったことを住民が実感できる機会というのはなかなか難しく、分権の提案募集のサイクルを回すところの最後の部分、成果を住民にうまく伝えていく、実感してもらう、ここの工夫をどうすればいいのかというところで、何か自治体の取組を後押しするようなことができればいいのではないか。

(市川座長) いろいろなものの合わせ技で、住民と循環を作り出していくということだと思うが、8ページの地方公共団体と内閣府と各府省の提案・回答の部分がしっかりできてきているので、これに住民も含めてどういう形で循環をつくり出していくのか。そういう住民参加の促進を総合的にやっていく、仕組みもだが、まだまだやれることがあると感じている。

(田中参事官) 大橋部会長がおっしゃった点について1点補足である。

様式の見直しは、実は最初の5年間、平成26年から提案募集を開始して5年ということで、その時点で一旦成果と課題を取りまとめている。その成果と課題を踏まえて、何らか住民視点の観点を取り入れるということの一つの取組として、様式の見直しとして、令和2年の提案募集から、具体的な支障事例などに住民の声とか意見とか、そういった要望などを踏まえての提案である場合には、その内容を記載してくれるように求めている。

ただし、任意であり、何らかもう少し工夫の余地がないのかについては、改めて検討させていただきたい。

(市川座長) 発信の仕方を我々も検討するのはいかがか。例えば、今、成果集はプロフェッショナルが読むようなものになっているが、もう少し住民の方に分かりやすい形とし、それを使って行政の皆さんなども成果として住民の方にお示ししていくようにできればと思う。

(高橋座長代理) 話は変わるが、次年度に向けて住民を巻き込んでいろいろな取組を実施し、次年度の計画につなげる、見える化されたスケジュールをはっきりさせると、自治体においても住民やNPOを巻き込むという考え方が出てくるのではないか。

その辺も我々の作業についてだけではなくて、少し全体のサイクルを見える化していただけるとありがたい。

(市川座長) そういう場で様々な人が参加すると変わってくるかなと思う。それでは、本日の合同会議をこれで終了したいと思う。本当に皆様には御参加、また、建設的な御意見をたくさんいただき、感謝申し上げます。

5 最後に、井上内閣府審議官より以下の趣旨の挨拶があり、閉会した。

(井上内閣府審議官) 本日は大変活発に御議論いただき、感謝を申し上げます。

提案については、今日もお話があったが、高齢化が進む、又は人口減少になっている

ことを受けて、自治体の方々の確保が難しくなっていく中で、地域住民のサービスを維持する、又はそれをしっかり向上していくために、非常に切実な御提案を頂いていると改めて認識した。

今日の御議論を踏まえ、関係府省には再検討の要請を行って、地方の御提案を最大限実現できるように、事務局として汗をかいてまいりたい。

第二次ヒアリングを受けて、対応方針案の取りまとめに向け、先生方に更にまた御負担をおかけすることになるが、御指導・御協力のほど、引き続きよろしくお願ひしたい。

それから、計画策定に関しては、昨年度、ナビゲーション・ガイド、非常にプラグマティックな画期的なものをおまとめいただいた。これを踏まえて、各府省での新規計画の検討、既存計画の見直しについて、これも今日の御議論を踏まえて良い方向に、前に進めるように事務局としても汗をかいてまいりたい。

それから、最後に御議論いただいた今後の地方分権改革の在り方について、住民・事業者の方の提案への参画、それから、成果の住民への還元について、非常に実践的で貴重な御意見、具体的な御意見を頂いたので、御意見を踏まえて、我々としてもしっかり検討を深めてまいりたい。

本日は誠に感謝申し上げます。